

平成24年度 北秋田市小規模修繕等契約希望者登録制度について (中間年)

北秋田市が発注する小規模修繕等 (50万円未満) について、市の建設業者等級格付名簿に登録されることが困難な市内の小規模事業者を登録し、当該事業者に受注機会を拡大するための制度です。

なお、登録となった場合でも「確実に契約することができることを約束するものではありません」のでご了承ください。

1. 対象となる修繕の種類等

次の業種の修繕のうち、内容が軽易でかつ履行の確保が容易なもの。

- ①土木一式 ②建築一式 ③大工 ④左官 ⑤ガラス ⑥アルミ建材 ⑦畳 ⑧建具 ⑨内装・装飾 ⑩塗装 ⑪板金 ⑫電気 ⑬管(給排水衛生設備) ⑭水道施設 ⑮その他

※上記の業種中、①・⑫・⑬の登録を希望する場合は、以下の資格等が必要です。

- ①土木一式:『土木施工管理技士』②電気:『電気工事士』
- ③管:『北秋田市指定給水装置工事事業者、北秋田市下水道排水設備指定工事店』

2. 登録できる者

北秋田市内に主たる事業所を有する方(建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等は問いません)

ただし、次の項目に該当する方は、登録できません。

- (1)成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者(2)北秋田市建設業者等級格付名簿に登載されている者(3)希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者 (4)自ら履行できない者 (5)公共発注の相手方として不適当と認められる者 (6)市税を滞納している者

3. 提出書類

- (1) 北秋田市小規模修繕等契約希望者登録申請書 (2) 修繕等実績調書 (3) その他

・法人の場合

- ▼商業登記簿謄本 (3ヵ月以内のもの)
- ▼法人市民税・固定資産税の未納がないことを証明する書類 (直前1年分)
- ▼希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し

・個人の場合

- ▼住民票 (3ヵ月以内のもの)
- ▼市民税・固定資産税の未納がないことを証明する書類 (直前1年分)
- ▼希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し

※ 申請書及び実績調書(様式)は、北秋田市ホームページよりダウンロードできますが、財政課 財政班窓口でも配布しています。

4. 受付期間: 平成24年1月16日(月)から2月29日(水)まで(※ただし、土日祝日を除く)

5. 提出方法: 持参に限るものとします。

6. 有効期間: 平成24年4月1日から平成25年3月31日(1年間)

7. その他: ① 申請書に不備等がなかった場合は、平成24年4月1日付けで北秋田市小規模修繕等契約希望者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登載されます。② 資格審査結果については、登録名簿の公表をもってそれに代えることになっていますが、審査結果通知を希望する場合は、80円切手を貼付した封筒を申請書と一緒に提出くださるか、4月以降直接担当までお問い合わせください。

財政課財政班 ☎62-6607

阿仁診療所からのお知らせ

診察日・輸送バスの運行が変更になります。お問い合わせ 阿仁診療所 ☎82-2351

診察日の変更

- 平成24年1月から 整形外科 毎週木曜日⇒毎週火曜日
- 平成24年2月から 第一内科 毎週月曜日⇒毎週火曜日

バスの変更

- 平成24年1月から 比立内方面 毎週水曜日⇒毎週火曜日
- 榎木沢・根子・小淵方面 毎週水曜日⇒毎週火曜日
- 月・木・金は変更ありません。

お知らせ

地方自治法施行60周年記念貨幣引換は1月18日から

本年度発行される五百円貨幣(秋田県・岩手県・滋賀県)について次のとおり引換を行います。引換開始日 平成24年1月18日 引換取扱機関(県内)

▽銀行(ゆうちょ銀行を含む)▽信用金庫▽信用組合▽商工組合中央金庫▽東北労働金庫▽農林中央金庫▽農業協同組合

引換方法 取扱金融機関の窓口等で額面による引換となります。引換制限 引換開始日は1人につき秋田県、岩手県及び滋賀県分を各2枚までとします。

秋田財務事務所

☎018-862-4191

福祉サービスの苦情解決をお手伝いします

「思っていたサービスの内容と違う」「詳しい説明をしてくれない」など不満や要望を利用している事業所に話にくい場合や話し合ってもなかなか解決しないときは委員会にご相談ください。

秋田県運営適正化委員会

☎018-864-2726

宝くじの助成金で整備しました

平成23年度コミュニティ助成事業により、婦人団体連絡協議会のかのすふるさと太鼓の会の「すずめ踊り衣装」、脇神自治会の「防犯灯」が整備されました。この助成事業は、宝くじの収益を財源に、コミュニティの健全な発展を図ること、宝くじの社会貢献広報を行うことを目的に、財団法人自治総合センターが行っているものです。



「防犯灯」

「すずめ踊り衣装」

生活課地域推進班

☎62-6628

北秋田市を離れ 就学したらすぐ転出入届を



選挙は、住民が政治に参加できる大きな機会です。しかし、学生などの場合、住所要件を満たしていないと選挙権を行使できない場合がありますのでご注意ください

選挙が実施された場合、投票日翌日までに20歳になられる方は、初めての選挙となります。政治に参加できる大きな機会ですので、忘れずに投票しましょう。

■就学したら 就学先の市区町村に住む場合は、転入届を出してから3ヵ月経過しないと20歳になっても有権者として登録されません。就学先で選挙権を行使できるように、引越したらすぐ転

■お問い合わせ 北秋田市選挙管理委員会 ☎62-6614